

令和2年度 奈良県災害廃棄物対策教育・訓練（図上演習）実施業務委託について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和2年5月20日

奈良県知事 荒井正吾

1 業務概要

(1) 委託業務名

令和2年度 奈良県災害廃棄物対策教育・訓練（図上演習）実施業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

(3) 委託金額

3,399千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）の範囲内

(4) 委託業務の履行地

奈良市登大路町30 奈良県庁

2 参加資格

(1) 単独提案者の資格

提案の資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 奈良県物品購入等の契約に係る入札停止措置要領による入札参加指名の措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

エ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

オ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）

カ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q4（検査・分析・調査業務）で登録している者であること。

キ 過去10年間（平成22（2010）年4月1日から令和2（2020）年3月31日）に、国又は地方公共団体（一部事務組合や広域連合を含む。）との間で、災害廃棄物に関する教育・訓練等の実施や、災害廃棄物処理計画の策定等の業務実績を有すること。

(2) 共同提案の場合の資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合は、次に掲げる事項に留意すること。

- ア 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押した共同企業体委任状及び共同体協定書を提出すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とする。
- イ 幹事者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対しても連帯してその責を負うこととする。
- ウ 各事業者は複数の共同提案に参加することはできない。また、共同提案に参加しながら自らが単独で提案を行うことはできない。
- エ 幹事者及び構成員の変更は、原則としてできない。
- オ 幹事者は(1)ア～キ、構成員は(1)ア～カに該当すること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当部署（書類の交付・提出場所及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁主棟 2 階

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 きれいプロジェクト推進係

TEL : 0742-27-8663 / FAX : 0742-22-1668

E-mail : kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(2) 公募型プロポーザル実施説明書の交付期間、交付方法

令和2年5月20日（水）から令和2年6月10日（水）午後5時までの間に、(1)の担当部署又は奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課ホームページから入手するものとする。（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

(3) 参加申込書の提出期限

令和2年5月28日（木）午後5時まで

(4) 企画提案書の提出期限

令和2年6月10日（水）午後5時まで

5 質問及び回答

(1) 受付期間

令和2年5月20日（水）から令和2年5月28日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式不問）に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX 又は電子メールにて送付してください（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）。

(3) 提出先

上記「4 手続等」の(1)と同じ

(4) 質問内容に対する回答

参加申込書の提出があった事業者から受理した質問内容を全てまとめ、令和2年5月29日（金）午後5時までに、参加資格が確認された各事業者の参加申込書に記載のFAX 又は電子メールに回答します。

6 プロポーザルに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わな

かったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「7 契約の不締結」の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「7 契約の不締結」の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

9 その他

詳細は、公募型プロポーザル実施説明書等によります。